平成２６年（フ）第５２２号
北九州市若松区大谷町15番19号
破産者　濱田　和久
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６８０号
福岡県中間市中間３丁目29番６号
破産者　村上美智子
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２８号
北九州市八幡西区御開１丁目７番17―305号
破産者　高柳次代志
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４号
北海道北見市幸町６丁目２番11号　ＹＳハイツ201号、前住所北海道北見市山下町２丁目１番５―318号
破産者　髙倉　弘子
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６９５号
仙台市青葉区片平１丁目２番27―1002号
破産者　成田　　譲
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７５号
岩手県花巻市星が丘２丁目５番23号　スターシャインＢ101号、破産手続開始決定時の住所仙台市太白区越路17番27号
破産者　小原　　弘
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
茨城県水戸市五軒町３丁目２番22号　スズキアパート201号
破産者　飯村　昭雄
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１３７号
京都市下京区万寿寺通高倉西入万寿寺中之町65番地　サンロイヤル五条101号
破産者　石井　秀寿
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２５９号
大阪府摂津市東別府４丁目１番18―401号
破産者　髙橋　英一
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３号
和歌山市湊紺屋町２丁目16番地
破産者　西田　典芳
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９９号
長崎県長崎市伊良林２丁目17番20号　柿本ハイツ102号
破産者　久野　和代
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
宮崎市高岡町内山3098番地　メゾンＦ2002―202号、前住所宮崎市高岡町飯田931番地４
破産者　黒木香菜子
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６２号
宮崎市佐土原町上田島3903番地４
破産者　塚本　聖一
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９号
宮崎県延岡市北川町長井5561番地１、前住所京都市上京区椹木町通油小路東入東魚屋町352番地　コータース小森107号
破産者　工藤奈智代
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

裁決の公告

横浜弁護士会が平成26年６月２日に告知した同会所属弁護士　森下　　忠　会員（登録番号22831）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年６月９日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成27年６月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 27 年６月 14 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

岡山弁護士会が平成26年７月10日に告知した同会所属弁護士　藤原　洋一　会員（登録番号25835）に対する懲戒処分（業務停止３月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年６月９日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成27年６月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 27 年６月 15 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成26年７月16日に告知した同会所属弁護士　小川　信明　会員（登録番号10985）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年６月９日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成27年６月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 27 年６月 15 日　　日本弁護士連合会